

熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一  
部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平  
成 24 年条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 1 章の章名を削る。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び  
運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「省令」という。）において  
使用する用語の例による。

第 2 章の章名を削り、第 4 条を次のように改める。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第 4 条 次条から第 8 条までに定めるもののほか、法第 88 条第 1 項及び第 2 項の規  
定により条例で定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、  
省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）  
とする。

第 3 章の章名を削り、第 5 条を次のように改める。

(身体的拘束等の実施に係る報告義務等)

第5条 指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設を含む。以下同じ。)

は、市長の求めに応じ、省令第11条第5項(ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、省令第42条第7項)に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該入所者(ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、入居者。以下同じ。)の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該入所者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該入所者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

第4章の章名を削り、第6条及び第7条を次のように改める。

(評価結果の公表及び外部評価の活用)

第6条 指定介護老人福祉施設は、省令第11条第7項(ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、省令第42条第9項)に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

(記録の保存期間)

第7条 第4条の場合において、省令第37条第2項(省令第49条において準用する場合を含む。)の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。

第8条から第42条までを削り、第43条を第8条とし、第5章を削る。

附則第2条の前の見出し及び同条から附則第10条までを削る。

附則第11条に見出しとして「(経過措置)」を付し、同条中「前条に規定する介護老人福祉施設」を「この条例の施行の際現に法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設(この条例の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。)」に、「第5条第1項第1号ア」を「省令第3条第1項第1号イ」に、「同号ア」を「同号イ」に改め、同条を附則第2条とする。

附則第12条を削る。

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)の施行による指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。